

みやぎの涼みどころ 協力施設募集要領

令和6年7月 29 日
宮城県環境生活部環境政策課

宮城県(以下「県」という。)では、熱中症による健康被害の発生を防止するため、県民が暑さを避けて休憩できるよう、「みやぎの涼みどころ(以下「涼みどころ」という。)」として登録していただける施設を募集します。

1 涼みどころについて

- ・毎年4月第四水曜日から10月第四水曜日までの期間中、熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート(以下「アラート等」という。)の発表の有無にかかわらず、県民が暑さを避けて自由に休憩することに御協力いただく施設です。
- ・アラート等が発表された場合には、可能な範囲で最大限の受け入れに御協力をお願いいたします。

2 登録基準等

- (1) 県内に所在し、次の条件を満たす施設です。
 - ① 室温を概ね28℃程度以下に管理できること
 - ② 利用に当たって資格や年齢等の制限がなく、誰でも無料で利用できる施設であること
- (2) 利用可能な日時
特に制限はありませんので、各施設の営業時間等に応じ、登録時に設定してください。
- (3) 登録方法
 - ・涼みどころへの登録を希望する施設は、別紙登録申請書または県の指定する登録フォームにより、県に対し登録を申請してください。
 - ・県が涼みどころとして不適当と認めるものについては、登録をお断りする場合があります。
- (4) 登録の変更・削除
 - ・登録の変更又は削除を希望する場合は、県に申し出てください。
 - ・施設の閉鎖等により登録基準を満たさないことが明らかとなった場合は、申し出の有無にかかわらず登録を削除することがあります。
- (5) 募集期間
当面の間は、随時登録を受け付けます。

3 涼みどころの利用ルール

- ・涼みどころの利用ルールは以下のとおりです。
 - (1) 利用するときは、各施設の定めたルールに従うこと
 - (2) 空調の温度設定等は、変更できないこと
 - (3) 水分補給のための飲み物等は利用者自身が準備すること
 - (4) 施設の状況によっては、利用を断られる場合があること
- ・県は、涼みどころの利用ルールについて、県民への周知に努めます。

4 涼みどころの公表等

- ・県は、申請があった施設を涼みどころとして登録したときは、ホームページで公表するとともに、市町村へ情報提供します。
- ・県は登録施設に対し、ステッカー、ポスター等の啓発資材を提供しますので、各施設において見やすい位置に掲示いただくようお願いいたします。

5 その他

涼みどころの運営に必要な経費(冷房設備の電気代等)は、各施設の御負担となりますので、あらかじめ御了承願います。